

◆平成 31 年度以降（参考）所得税と住民税の人的控除差額

人的控除の種類		納税義務者の合計所得金額	所得税	住民税	差額
障害者控除	普通		27 万円	26 万円	1 万円
	特別		40 万円	30 万円	10 万円
	同居特別障害者		75 万円	53 万円	22 万円
寡婦控除	一般		27 万円	26 万円	1 万円
	特例加算		8 万円	4 万円	4 万円
寡夫控除			27 万円	26 万円	1 万円
勤労学生控除			27 万円	26 万円	1 万円
配偶者控除	一般	900 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円
		900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	4 万円
		950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円
	老人(70 歳以上)	900 万円以下	48 万円	38 万円	10 万円
		900 万円超 950 万円以下	32 万円	26 万円	6 万円
		950 万円超 1,000 万円以下	16 万円	13 万円	3 万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38 万円超 40 万円未満	900 万円以下	38 万円	33 万円	5 万円
		900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	4 万円
		950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	2 万円
	40 万円以上 45 万円未満	900 万円以下	38 万円	33 万円	3 万円 (※1)
		900 万円超 950 万円以下	26 万円	22 万円	2 万円 (※2)
		950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	11 万円	1 万円 (※3)
	45 万円以上 125 万円未満	900 万円以下	省略		適用なし (※4)
		900 万円超 950 万円以下			
		950 万円超 1,000 万円以下			
扶養控除	一般		38 万円	33 万円	5 万円
	特定		63 万円	45 万円	18 万円
	老人		48 万円	38 万円	10 万円
	同居老親		58 万円	45 万円	13 万円
基礎控除			38 万円	33 万円	5 万円

注記 1：税制改正前（平成 30 年度まで）の配偶者特別控除の差額（住民税：33 万円、所得税：36 万円）

注記 2：税制改正前（平成 30 年度まで）の配偶者特別控除の 3 分の 2 の差額（住民税：22 万円、所得税：24 万円）

注記 3：税制改正前（平成 30 年度まで）の配偶者特別控除の 3 分の 1 の差額（住民税：11 万円、所得税：12 万円）

注記 4：税制改正後に新たな控除の適用を受けるため、控除差額を起因とする新たな負担増が生じることがないことから、調整控除の対象となりません。